改正条例の施行までの手続の想定スケジュール

手続		R6												R7																	
		9			10			11			12			1			2			3			4			5			6		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
県	許可申請の受付・審査	許可申請書は随時受付け、審査します。 申請数が多くなると、審査に時間がかかることを御承知ください。																											改正条例の施行	盛土規制法 改正盛土条例 での規制	
		【推奨時期】までに申請が間に合わない原因が、住民説明会の実施や土壌分析調査の遅延である場合には、その他の書類を準備していただければ、事前協議をお受けします。																													
【申請者の推奨時期の手続】	許可申請の提出	これまで許可に至った許可申請における受付～許可までに掛かった期間（120日）を考慮し、R7.1月末の申請を推奨します。															【推奨時期】より後に申請された場合、改正条例の施行日までに許可されない可能性が生じます。														
	住民説明会実施	意見提出期間（30日）を考慮し、R6.12月末までに住民説明会を実施することを推奨します。																													
	土壌分析調査の試料採取の実施 ※　土地の利用履歴で行う場合は不要	申請前の土壌の分析調査が必要なケースについては、住民説明会にてその結果を説明するため、試料採取から調査結果が出るまでの期間（45日）を考慮し10月末までに試料採取することを推奨します。																													